

がん検診個別検診機関への チェックリストを活用した事業評価 について

栃木県健康増進課
がん・生活習慣病担当

がん検診によるがん死亡率減少のための三要件

①がん検診アセスメント

有効性が確立し、
不利益とのバランスを
鑑みて**推奨**された検診

指針で推奨された
検診の実施／推奨
されない検診の廃止

正しい
検診
手法

②がん検診マネジメント

徹底した精度管理

精度管理の体制整備

正しく
行う

③受診規模拡大

受診率向上
対策

目標達成



三要件のどれかが欠けても
目標は達成できない

がん検診マネジメント(精度管理)の手法

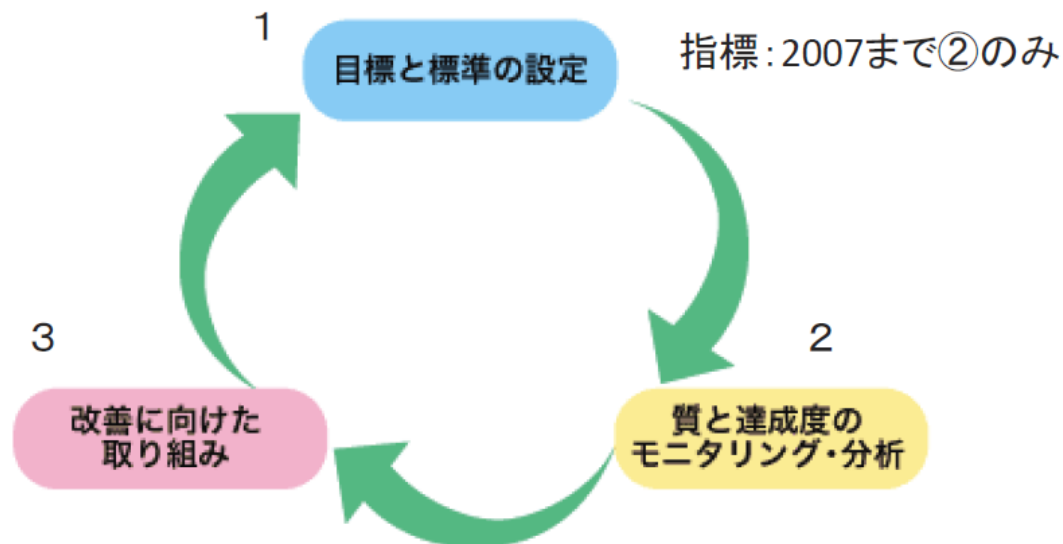
一品質保証/管理 (Quality Assurance)

- 1 : 死亡率低下の目標とそれに必要な検診の質の評価のために
①技術・体制、②プロセス、③アウトカム3種類の指標を設定
- 2 : ①②③の指標を用いて検診の質を測り、分析・評価を行う。
- 3 : 2の結果を施設や市区町村に還元する事や成績を公表することで
改善・向上を図る。

国がチェックリスト
やプロセス指標値を
設定

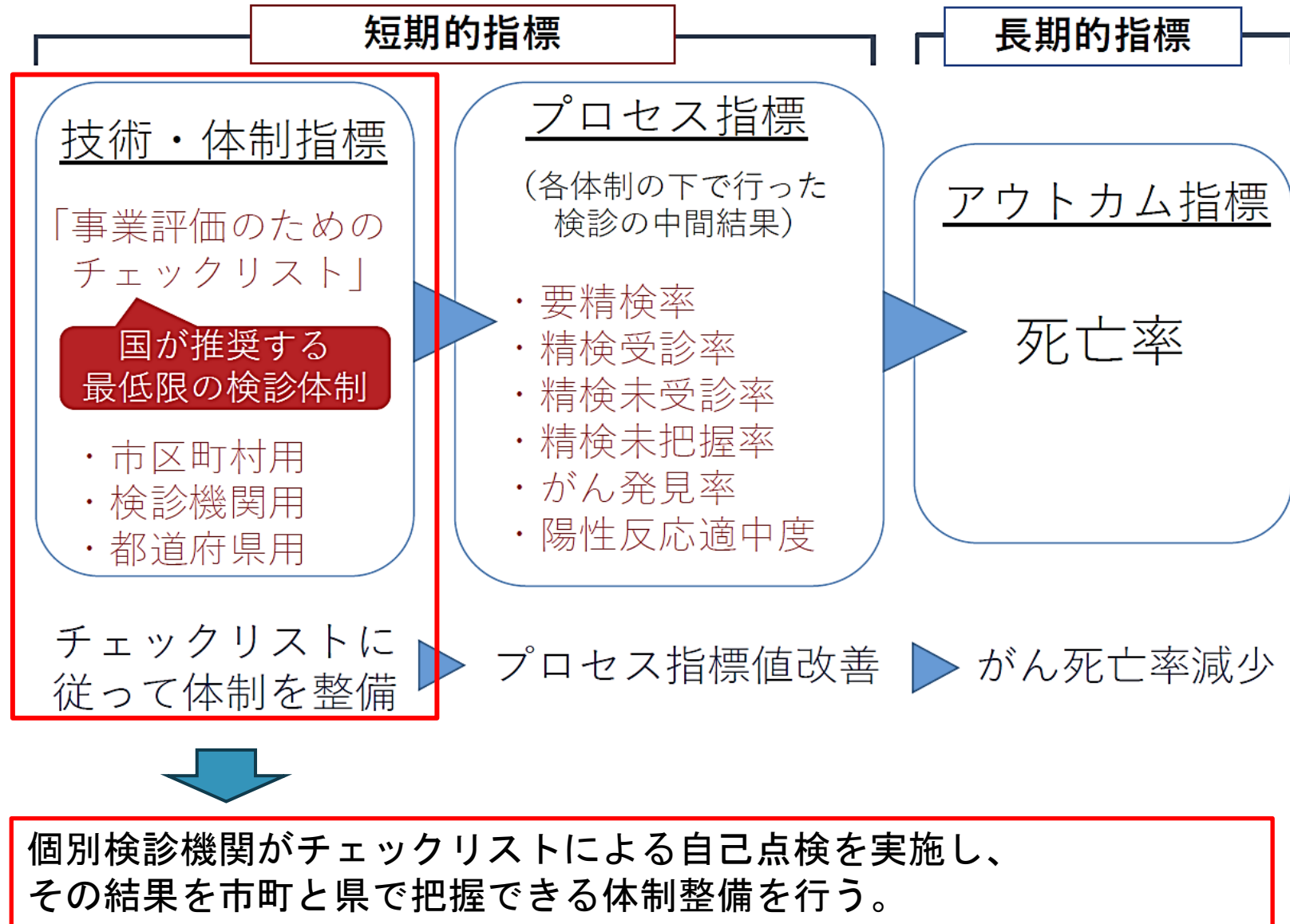
市町・県による
調査・集計・評価

県(検診部会)からの
フィードバック



Raffle A, Gray M 2010 を基に作成

精度管理の指標



個別検診機関における事業評価の実施について

がん検診における事業評価については「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、「「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況（技術・体制基準遵守状況等）を把握するとともに、「プロセス指標」（要精検率、精検受診率等）に基づく評価を行うことが不可欠である。」とされている。

集団検診機関については、県主導により事業評価を実施しているが、個別検診機関については、対象となる医療機関も多く（約300施設）、県で取りまとめなどを実施していない。



【取組方針】 県全体で個別検診機関の事業評価を実施する体制を整備する

令和7年度試行調査について

調査対象

令和7年度に市町の委託を受けて、個別検診を実施している検診機関

調査内容

「事業評価のためのチェックリスト（検診機関用）」を用いた事業評価・精度管理
（初年度は3がん種程度を試行的に実施予定）

調査スケジュール

（令和7年度）

- 6月上旬 事前調査（個別検診委託状況の把握）
- 7月下旬 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会への報告
- 8月下旬 医療機関向け説明会
- 9月下旬 調査開始
- 12月下旬 個別検診機関からの回答期限

（令和8年度）

- 7月 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会への報告
- 8月 結果のフィードバック及び今後の対策検討

調査方法

- ・ 県から市町を通して、個別検診機関に調査を依頼
- ・ 個別検診機関は、**栃木県電子申請システム**にて直接回答

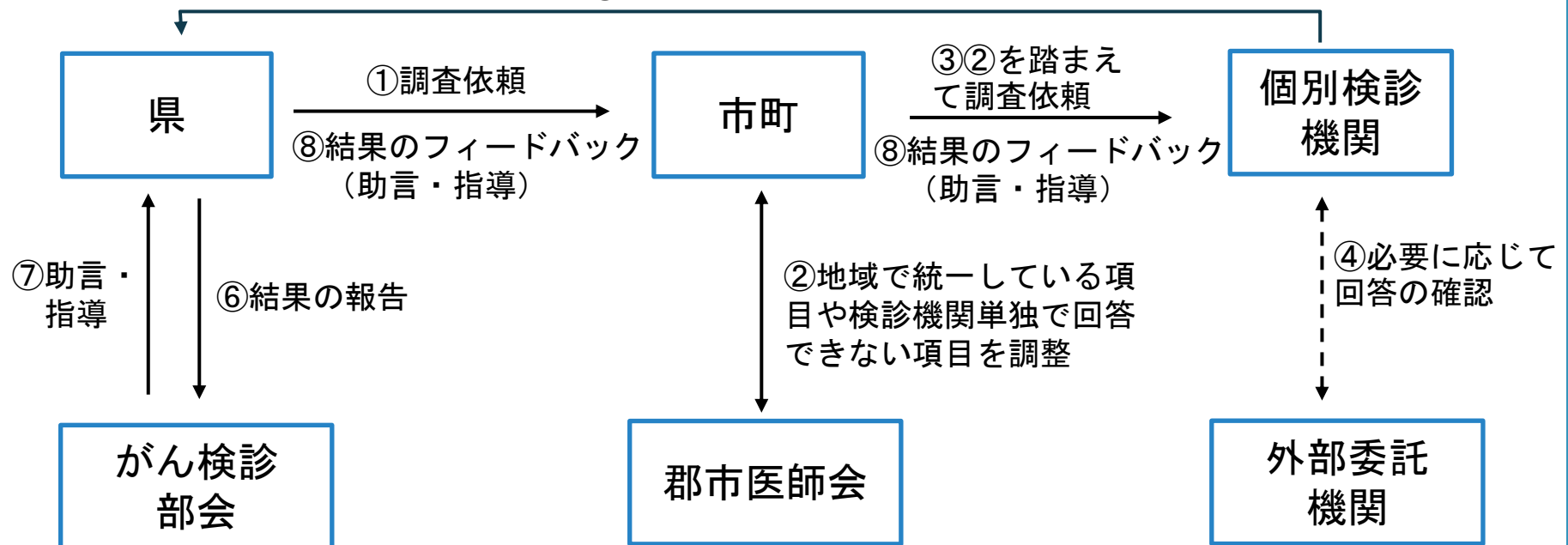
令和7年度試行調査のスキーム

事前調査
(6月)



⑤調査回答（電子申請）

本調査
(9月～3月)



※子宮頸がんの細胞診判定、読影委員会など

県・市町・個別検診機関等の役割

県の役割

- ・ 説明会の開催
- ・ 市町への調査の依頼
- ・ 回答の回収・集計（栃木県電子申請システム）
- ・ 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会への結果の報告
- ・ 結果取りまとめ及び市町への共有と対策の検討
- ・ 調査結果の公表方法の検討

市町の役割

- ・ 個別検診実施機関への調査依頼
- ・ 市町で回答を統一できる項目の調整
※郡市医師会を経由して実施する場合には、郡市医師会と調整
- ・ 県から送付された結果を個別検診機関へ共有、

個別検診機関の役割

- ・ 調査への回答
- ・ 調査結果をもとに検診体制の改善を図る

郡市医師会の役割

- ・ 市町、個別検診機関との調整

令和7年度試行調査について

	真岡市	小山市	下野市	上三川町	野木町
大腸がん	—	—	○	○	○
肺がん	—	—	×	○	—
乳がん	○	○	○	—	○

○：個別検診実施・調査実施
 ×：個別検診実施・調査実施なし
 —：個別検診実施なし

令和7年度、小山市・下野市・上三川町・野木町・真岡市で、大腸がん・肺がん・乳がんを対象に調査を実施。調査実施に係る課題などを整理した上で、令和8年度以降、段階的に対象市町・がん種を拡大していく。

市町ごとの調査医療機関数について

	真岡市	小山市	下野市	上三川町	野木町	計
大腸がん	0	0	22	11	8	41
肺がん	0	0	0	11	0	11
乳がん	6	4	4	0	1	15
計	6	4	26	22	9	67

※ 複数市町が同一医療機関と契約している場合には、施設所在地の市町が窓口となる。
 結果については契約している全市町に共有する。